

宇部市が加入する保険の主な概要は次のとおりです。特定事業者は、募集要項等に基づき、適切な範囲で保険等に加入してください。

(1) 損害賠償保険

【保険の名称】 全国市長会「市民総合賠償補償保険」

【保険の概要】 賠償責任保険（下記参照）

- ①市が所有、使用、管理する施設の不備・欠陥
- ②市の業務上の過失
- ③市の福祉施設、保養施設、放課後こどもプラン、学童保育、一時保育において提供される飲食物

上記①～③に起因して、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われるもの。

※賠償責任保険については、指定管理者を被保険者とみなす扱いとなっております。ただし、指定管理者が独自に行う事業については、本保険の対象外となります。

【賠償責任保険の保険金額（支払限度額）】

・身体賠償

1名につき 1億5千万円

1事故につき 15億円

・財物賠償

1事故につき 2,000万円

(2) 建物の火災保険等

【保険の名称】 全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」

【保険の対象】 市が所有、管理又は使用する建物

【保険の支払責任】

下記のいずれかに掲げる偶然の事故による損害に対し、
保険金が支払われるもの。

①火災

②落雷

③破裂又は爆発

④建物、工作物又は屋外動産の外部からの物体の落下、飛来、衝突又は倒壊

⑤車両の衝突又は接触

⑥騒じょう若しくは労働争議又はこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行

⑦破壊行為

⑧風災、水災又は雪災

⑨風災、水災又は雪災に起因しない土砂崩れ